

代替農地等の取得価額等の明細書（震災特例法用）

税務署
受付印

税務署長

〒 住所又は居所

氏名 (電話番号 - -)

次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。

規定	贈与税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29 条の 2 の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第 40 条の 6 第 29 項
	相続税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29 条の 2 の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第 40 条の 7 第 29 項

記

譲渡をした特例農地等	所在地					
	地目等、面積		①	m ²	m ²	m ²
	譲渡年月日			令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	贈与価額 農業投資価格超過額		②	円	円	円
	譲渡の対価の額		③	円	円	円
避難指示の解除がされた日				令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
取得をした農地又は採草放牧地	所在地					
	地目等、面積		④	m ²	m ²	m ²
	取得年月日			令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日			令和 年 月 日 許可届出	令和 年 月 日 許可届出	令和 年 月 日 許可届出
	取得の態様					
	取得価額		⑤	円	円	円
買入先	住所又は所在地					
	氏名又は名称					
譲渡があつた分	② × $\frac{③-⑤}{③}$			円	円	円
譲渡がなかつた分	① × $\frac{⑤}{③}$ <small>1を超えるときは1とする。</small>		⑥	m ²	m ²	m ²
	② × $\frac{⑤}{③}$ <small>1を超えるときは1とする。</small>		⑦	円	円	円
摘要						

(注) 「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。

関与税理士	電話番号
-------	------

※	検算	整理簿番号

※欄は記入しないでください。

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、特例対象区域^(注1)内に所在する特例農地等を特例対象事業^(注2)の用に供するために譲渡をし、その譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日(以下「避難指示解除日」といいます。)から5年以内に代替農地等(特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地に限ります。)の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その避難指示解除日から5年を経過する日までに代替農地等を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する書類として使用してください。

(注) 1 「特例対象区域」とは、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村の区域内で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避難指示(同号ロ又はハに掲げるもの)に限ります。)の対象となっている区域をいいます。

2 「特例対象事業」とは、次の事業をいいます。

- (1) 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業
- (2) 東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された事業
- (3) 福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する帰還環境整備交付金の交付を受けて行われる事業
- (4) 福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業

1 この明細書を提出する場合は、本文表中の「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択(「相続税」又は「贈与税」のいずれかに○を記入)してください。

2 「譲渡をした特例農地等」の各欄には、譲渡をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。

3 「取得をした農地又は採草放牧地」の各欄には、承認申請に基づき取得をした代替農地等に関する事項を記載してください。

4 「譲渡があった分」欄と「譲渡がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

5 この明細書には、次の書類を添付して提出してください。

- ・ 代替農地等が所在する市町村の長の書類で、その農地等が特例対象区域内に所在することを証するもの
- ・ 代替農地等のうちに農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地がある場合には、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨を証する農業委員会の書類